

令和4年度

札幌市NPO法人

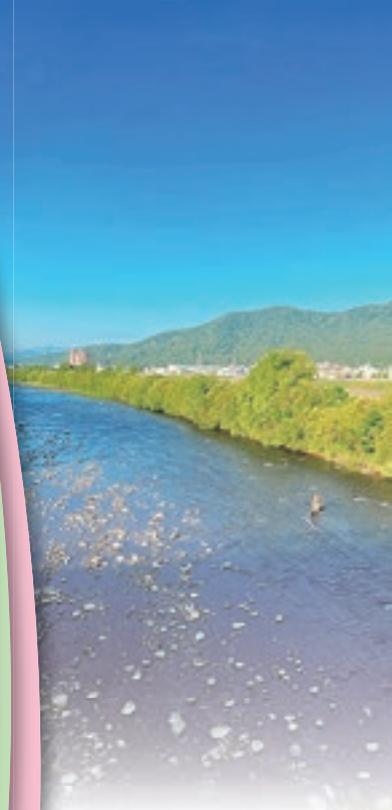
年報

札幌市

市民文化局

市民自治推進室

市民活動促進担当課



| | |
|-------------------------|----|
| ◆ 特定非営利活動法人制度 | 1 |
| ◆ NPO法人の認証数の推移と令和4年度の状況 | |
| 1 法人認証数の推移 | 2 |
| 2 令和4年度の認証数の状況 | 3 |
| 3 令和4年度のその他の届出等の状況 | 5 |
| 4 令和4年度の指導・監督等の状況 | 6 |
| ◆ 認定NPO法人制度 | 7 |
| ◆ 条例個別指定制度 | 7 |
| ◆ 認定、特例認定及び条例個別指定に係る基準 | 7 |
| ◆ 認定NPO法人の寄附者に対する税制優遇措置 | 8 |
| ◆ 認定NPO法人の推移と令和4年度の認定状況 | 9 |
| ◆ 認定NPO法人等の活動紹介 | 10 |

◆特定非営利活動法人制度

「NPO (Non Profit Organization)」とは、非営利で様々な社会貢献活動を行う団体の総称です。「非営利」とは、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としないという意味です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てられることになります。

このうち特定非営利活動法人(NPO法人)とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格^(注1)を取得した法人です。

NPO法は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災における市民のボランティア活動が大きな力を発揮したことが契機となり、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的に、平成10年3月に成立しました。

NPO法で定めている基準に適合し設立される「不特定かつ多数のものの利益のために活動する団体」がNPO法人であり、事業の目的が特定非営利活動であること、特定の個人や団体の利益を目的としないことなどの基準を満たし、所轄庁^(注2)の認証を受けた後、法務局に登録をすることで成立します。

NPO法人制度は、行政の関与を極力抑制し、法人運営の自主性を尊重した制度であることから、NPO法人が自らに関する情報をできるだけ広く公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるという考え方をとっています。

したがって、NPO法人によって開示される情報は、市民による法人の緩やかな監督を行うための情報であるだけでなく、市民や企業などが寄附等の支援を判断する重要な要素となります。

【特定非営利活動促進法(NPO法)の経緯】

| | |
|------------|--|
| 平成10年3月19日 | 特定非営利活動促進法(NPO法)が成立(同年12月1日施行) |
| 平成13年10月1日 | 認定特定非営利活動法人制度(認定NPO法人制度)の創設(平成13年度税制改正) |
| 平成15年5月1日 | 改正NPO法(平成14年12月11日成立)の施行 ※特定非営利活動の種類追加、暴力団を排除するための措置の強化等 |
| 平成24年4月1日 | 改正NPO法(平成23年6月15日成立)の施行 ※NPO法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施(所轄庁の変更)、制度の使いやすさと信頼性の向上のための見直し、仮認定制度の導入等 |
| 平成29年4月1日 | 改正NPO法(平成28年6月1日成立)の施行 事業報告書等や役員報酬規程等の備置期間の延長、認証申請書類の縦覧期間の短縮(1か月間に短縮)、「仮認定NPO法人」の名称を「特例認定NPO法人」へ変更等 |
| 平成30年10月1日 | 改正NPO法(平成28年6月1日成立)の施行 貸借対照表の公告を毎年行う規定の新設 |
| 令和3年6月9日 | 改正NPO法(令和2年12月9日成立)の施行 認証申請書類の縦覧期間の短縮(2週間に短縮)、所轄庁によるインターネットを用いた縦覧事項等の公表、個人の住所等の記載を所轄庁での閲覧等の対象から除外、認定NPO法人等の提出書類の削減等 |

(注1) 法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るものを指します。

(注2) 所轄庁：主たる事務所がある都道府県の知事(その事務所が一つの指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長)を指します。札幌市内にのみ事務所がある場合には札幌市が所轄庁となります。

◆NPO法人の認証数の推移と令和4年度の状況

1 法人認証数の推移

| 年度 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 | 平成27 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 札幌市認証数 ^{※1} | 711 | 729 | 783 | 857 | 887 | 914 | 943 |
| 参考：北海道認証数 | 879 | 918 | 995 | 1,087 | 1,133 | 1,129 | 1,152 |
| 参考：全国認証数 ^{※3} | 39,732 | 45,138 | 45,139 | 47,540 | 48,980 | 50,086 | 50,865 |
| 年度 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
| 札幌市認証数 | 939 | 947 | 956 | 945 | 928 | 918 | 905 ^{※2} |
| 参考：北海道認証数 | 1,188 | 1,209 | 1,214 | 1,203 | 1,233 | 1,239 | 1,231 |
| 参考：全国認証数 | 51,513 | 51,866 | 51,602 | 51,255 | 50,888 | 50,783 | 50,356 |

※1：札幌市が所轄庁となる以前（平成19～23年度）の札幌市認証数については、札幌市内に主たる事務所を有するNPO法人（札幌市外に事務所を有するNPO法人を含む）を計上しています。平成24年度以降は札幌市内にのみ事務所を有するNPO法人を計上しています。

※2：札幌市は全67所轄庁中13番目、20政令市の中では横浜市、大阪市に次ぐ3番目の多さ（令和5年3月31日現在）です。

※3：認証数は遡及して更新されるため、現在の数と異なる場合があります。

【NPO法人になるための基準】

NPO法人になるには、次のような基準に適合することが必要です。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としない^(注1)ものであること（利益を分配しないこと）
- ウ 社員^(注2)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

(注1) 「営利を目的としない」とは、団体の構成員に対し収益を分配したり財産を還元したりすることを目的としないことをいいます。したがって、収益のある事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、特定非営利活動に充てなければなりません。

(注2) 組織には、人を中心とする組織である「社団」型の組織と、財産を中心とする「財団」型の組織があり、特定非営利活動法人は、人の組織として構成されている「社団」型の組織です。このため、法でいう「社員」とは、「社団」の構成員の意味で、総会で議決権を有する者がこれに該当します。会社に勤務する人（会社員）という意味ではありません。

2 令和4年度の認証数の状況

(1) 令和4年度の認証数の推移

| 区 分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 設立申請 | 4 | 1 | 0 | 5 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 19 |
| 増 | 設立認証 | 7 | 4 | 1 | 0 | 5 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 24 |
| | 市内転入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 減 | 市外転出 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| | 解 散 | 3 | 3 | 1 | 5 | 2 | 3 | 0 | 0 | 1 | 2 | 17 | 38 |
| 合併申請 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合併認証 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認証数増減 | 4 | 1 | 0 | -5 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | -1 | -2 | -17 | -13 |
| 認証数 (昨年度末918) | 922 | 923 | 923 | 918 | 923 | 923 | 924 | 925 | 925 | 924 | 922 | 905 | |

※設立認証は、設立申請を受けて縦覧終了後2カ月以内に決定となるため、時期が異なって計上されます。

【用語解説】

設立認証

NPO法人を設立するための所轄庁への手続きです。法律に定められた書類を申請書とともに所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。

市内転入

札幌市以外に事務所を設置していたNPO法人が札幌市にのみ事務所を設置することになる場合、定款の変更認証を受けることにより札幌市が所轄庁となります。

市外転出

札幌市のNPO法人が、主たる事務所を札幌市外に移転する、あるいは札幌市外に新たに事務所を設置する場合、定款の変更認証を受けることにより札幌市以外が所轄庁となります。

合併認証

NPO法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、別のNPO法人との合併を行うことができます。

解 散

NPO法人は、NPO法に定められた事由によって解散します。一定の場合を除き、理事が清算人となり、解散について所轄庁に届け出ることとされています。

NPO法人の解散の事由には、所轄庁からの改善命令に従わない又は3年以上事業報告書等の提出がないなどの理由による認証の取り消しがあります。

(2) 区別認証数

| | 昨年度末 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 増減 |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 中央 | 277 | 277 | 277 | 279 | 278 | 279 | 278 | 279 | 280 | 280 | 277 | 277 | 271 | -6 |
| 北 | 131 | 131 | 130 | 130 | 130 | 128 | 129 | 129 | 128 | 128 | 129 | 128 | 128 | -3 |
| 東 | 93 | 93 | 93 | 92 | 92 | 94 | 95 | 95 | 96 | 95 | 96 | 96 | 90 | -3 |
| 白石 | 76 | 77 | 77 | 77 | 77 | 76 | 77 | 77 | 77 | 77 | 77 | 77 | 73 | -3 |
| 厚別 | 29 | 29 | 29 | 29 | 28 | 28 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 28 | 28 | -1 |
| 豊平 | 86 | 91 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 91 | 91 | 91 | 91 | 90 | 4 |
| 清田 | 43 | 41 | 41 | 41 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | -3 |
| 南 | 51 | 51 | 52 | 52 | 51 | 53 | 53 | 53 | 53 | 54 | 54 | 54 | 55 | 4 |
| 西 | 100 | 100 | 100 | 100 | 99 | 102 | 102 | 102 | 102 | 102 | 102 | 101 | 100 | 0 |
| 手稲 | 32 | 32 | 32 | 31 | 31 | 31 | 30 | 30 | 31 | 31 | 31 | 30 | 30 | -2 |
| 合計 | 918 | 922 | 923 | 923 | 918 | 923 | 923 | 924 | 925 | 925 | 924 | 922 | 905 | -13 |

(3) 活動分野別認証数

| 活動の種類（NPO法第2条別表の号数） | 法人数 |
|--|-------|
| 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（1号） | 579 |
| 社会教育の推進を図る活動（2号） | 421 |
| まちづくりの推進を図る活動（3号） | 406 |
| 観光の振興を図る活動（4号） | 45 |
| 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動（5号） | 30 |
| 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（6号） | 303 |
| 環境の保全を図る活動（7号） | 196 |
| 災害救援活動（8号） | 57 |
| 地域安全活動（9号） | 77 |
| 人権の擁護又は平和の推進を図る活動（10号） | 152 |
| 国際協力の活動（11号） | 117 |
| 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動（12号） | 59 |
| 子どもの健全育成を図る活動（13号） | 379 |
| 情報化社会の発展を図る活動（14号） | 93 |
| 科学技術の振興を図る活動（15号） | 59 |
| 経済活動の活性化を図る活動（16号） | 166 |
| 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動（17号） | 245 |
| 消費者の保護を図る活動（18号） | 52 |
| 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（19号） | 456 |
| 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（20号） ※札幌市では令和4年度末時点で条例において定めておりません。 | 0 |
| 合計 | 3,892 |

※活動分野別認証数は、1法人が複数の活動分野の認証を受けることが可能なことからNPO法人の認証数とは一致しません。

3 令和4年度のその他の届出等の状況

| 区 分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | |
|--------|------|-----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|
| 事業報告書等 | 77 | 105 | 285 | 74 | 38 | 26 | 21 | 103 | 43 | 19 | 17 | 36 | 844 | |
| 役員変更 | 14 | 28 | 55 | 18 | 20 | 24 | 20 | 28 | 18 | 13 | 7 | 17 | 262 | |
| 定款変更 | 認証申請 | 0 | 1 | 5 | 5 | 5 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1 | 4 | 27 |
| | 決定 | 3 | 0 | 1 | 5 | 6 | 4 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | 3 | 28 |
| | 届出 | 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 16 |
| | 登記完了 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 5 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 17 |
| 設立登記完了 | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 | 5 | 2 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 28 | |

【用語解説】

事業報告書等

NPO法人は毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。

役員変更

NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。なお、役員の氏名や住所又は居所に変更があった場合には、所轄庁に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等届出書を提出することが必要です。

定款変更

NPO法人が定款の変更を行う場合には総会の議決を経ることが必要ですが、その上で、法律で定められた事項については所轄庁に申請し認証を受ける必要があります。認証が必要な事項は以下の通りです。

- ・目的
- ・名称
- ・その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ・主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- ・社員の資格の得喪に関する事項
- ・役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- ・会議に関する事項
- ・その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ・解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- ・定款の変更に関する事項

また、上記の事項以外の定款の変更については、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要です。

登記完了

NPO法人は、設立及び定款の変更について登記を行った際には、その旨を所轄庁に届け出なければなりません。定款の変更については、登記事項のうち、目的及び業務、名称及び事務所の所在地に変更があった場合が対象となります。

4 令和4年度の指導・監督等の状況

| 区 分 | | 催促書送付 | 督促書送付 | 改善命令 報告・検査 実施件数 | 聴聞の実施 | 認証取消 |
|------------|------|-------|-------|-----------------------|-------|------|
| 改善命令 | | — | — | 1 | 0 | 0 |
| 報告及び検査 | | — | — | 2 | — | — |
| 事業報告書等未提出 | 1年目 | 150 | 66 | — | — | — |
| | 2年連続 | 31 | 27 | — | — | — |
| | 3年連続 | 23 | 22 | — | 18 | 16 |
| 設立登記完了届未提出 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【用語解説】

改善命令

所轄庁は、NPO法人がNPO法で定められた要件を欠いた場合、その他の法令やNPO法人自身の定款に違反した場合及び運営が著しく適性を欠くと認められた場合に、NPO法人に対し、期限を定めて改善のために必要な措置を取ることを命じることができます。

報告及び検査

所轄庁は、NPO法人が法令やNPO法人自身の定款に違反する疑いがあると認められた場合に、NPO法人に対し報告させ、又は所轄庁の職員がNPO法人等の施設に立ち入り検査をすることができます。

事業報告書等未提出法人への対応

札幌市では、事業報告書等の提出がないNPO法人に対して、催促書を送付しています。

また、催促書を送付してもなお事業報告書等の提出がないNPO法人に対しては、督促書を送付しています。

3年連続事業報告書等の提出がなく、督促書の送付後にも提出がないNPO法人に対しては、設立認証の取消しに関する聴聞を実施し、提出しない正当な理由がない場合はNPO法に基づいて設立認証の取消しとなります。

設立登記完了届未提出団体への対応

札幌市では、設立の認証を決定してから6カ月を経過しても設立登記完了届の提出がない団体に対して、催促書を送付しています。

また、催促書を送付してもなお設立登記完了届の提出がないNPO法人に対しては、督促書を送付しています。

督促書の送付後にも設立登記完了届の提出がなく、設立の登記を行っていないことが明らかである団体に対しては、設立認証の取消しに関する聴聞を実施し、提出しない正当な理由がない場合はNPO法に基づいて設立認証の取消しとなります。

◆認定NPO法人制度

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことによりNPO法人の活動を支援するため、平成13年度に税制上設けられた制度で、一定の基準を満たすことで認定を受けることができます。平成23年度までは国税庁長官が認定を行っていましたが、法改正によって、所轄庁（都道府県及び政令指定都市）が認定を行う新たな認定制度となり、平成24年度から実施しております。

また、新たに設立されたNPO法人（設立後5年以内）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものについて、所轄庁がNPO法人を仮認定する制度も新たに設けられました。なお、平成28年6月の法改正により、平成29年4月1日から、仮認定は特例認定という名称に変更になりました。

◆条例個別指定制度

条例個別指定制度は、地域に根ざして活動するNPO法人への市民の寄附を促し、その活動を一層支援していくため、自治体の条例で個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を指定する制度です。

本市では、平成25年12月に、「控除対象特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例」を制定し、平成26年1月に施行しました。これにより、公益性が高く、運営組織や事業活動が適正である法人として本市の条例で指定を受けたNPO法人に市民が寄附をすると、個人住民税（市民税のみ）の税額控除が受けられるとともに、NPO法人にとっては、認定NPO法人になるための要件のうち、公益要件を満たすこととなるため、円滑に認定NPO法人へ移行することができるメリットがあります。

◆認定、特例認定及び条例個別指定に係る基準

| 要件・基準 | 認定 | 特例認定 | 条例指定 |
|-------|---|------|--|
| 公益要件 | 下記①～③のいずれかを満たすこと ①相対値基準 収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上 ②絶対値基準 3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ③条例個別指定基準 自治体の条例で指定されたNPO法人であること | — | 下記①と②を満たすこと ①数値基準（下記のいずれか） ・3,000円以上の寄附者が年平均50人以上 ・ボランティアが各事業年度において延べ100人以上 ただし、実人数が10人以上であること ・一般向け催事を年4回以上、参加者延べ100人以上 ・特定非営利活動の事業費が年150万円以上 ②活動基準 ・他団体との協働 ・事業の継続性 ・寄附活動の継続 |

| | | | | |
|-----------------|--------------------------------|---|---|---|
| 運営要件 | 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である | ○ | ○ | ○ |
| | 運営組織及び経理が適切である | ○ | ○ | ○ |
| | 事業活動の内容が適正である | ○ | ○ | ○ |
| | 情報公開を適切に行っている | ○ | ○ | ○ |
| | 所轄庁に対して事業報告書等を提出している | ○ | ○ | ○ |
| | 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がない | ○ | ○ | ○ |
| | 設立の日から1年を超える期間が経過している | ○ | ○ | ○ |
| 欠格事由のいずれにも該当しない | ○ | ○ | ○ | |

◆認定NPO法人の寄附者に対する税制優遇措置

| | 税優遇の内容 | 認定 | 特例認定 | 条例指定 |
|-----|---|----|------|-------------|
| 所得税 | 寄附者は下記①、②のいずれかを選択 ①寄附金控除（所得控除） 「寄附金（総所得の40%相当額を限度）－2,000円」を所得から控除 ②寄附金控除（税額控除） 「寄附金（総所得の40%相当額を限度）－2,000円」×40%相当額を税額控除 （税額控除額は所得税額の25%相当額を限度） | ○ | ○ | × |
| 住民税 | 「寄附金（総所得の30%相当額を限度）－2,000円」×10%（道民税2%、市民税8%）を税額控除 | ○ | ○ | ○ ※市民税のみ |
| 法人税 | 下記の①と②を合算 ①一般寄附金の損金算入限度額 【資本金がある法人】（資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%）×1/4 【資本金がない法人】所得金額の1.25% ②特別損金算入限度額 【資本金がある法人】（資本金等の額の0.375%＋所得金額の6.25%）×1/2 【資本金がない法人】所得金額の6.25% | ○ | ○ | × |
| 相続税 | 寄附した相続財産は非課税 | ○ | × | × |

| | 税優遇の内容 | 認定 | 特例認定 | 条例指定 |
|-----------------------|--|----|------|------|
| 現物寄付に係るみなし譲渡所得税の非課税特例 | みなし譲渡所得税の非課税承認において、下記の①、②の特例が適用 ①国税庁官の承認手続きが簡素化される「承認特例」 ②寄附財産の柔軟な買換えが可能となる「特定買換資産の特例」 | ○ | ○ | × |

◆認定NPO法人の推移と令和4年度の認定状況

認定NPO法人数の推移

| 年度 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 | 平成27 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 札幌市認定（特例認定） | — | — | — | 2（2） | 7（4） | 9（5） | 12（5） |
| 国税庁認定（札幌市内の法人） | 1 | 3 | 5 | 6 | 5 | 5 | 3 |
| 参考 全国 | 127 | 198 | 244 | 409 | 642 | 855 | 968 |
| 年度 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
| 札幌市認定（特例認定） | 17（3） | 16（1） | 16 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 国税庁認定（札幌市内の法人） | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 参考 全国 | 1,026 | 1,064 | 1,102 | 1,147 | 1,209 | 1,237 | 1,265 |

※全国の認定NPO法人数については、平成23年度までは国税庁認定数、平成24年度以降はこれに各所轄庁認定数及び特例認定数を加えたものである。

※（ ）は特例認定。平成28年6月の法改正により、名称が仮認定から特例認定へ変更になっている。

令和4年度の認定状況

| | | 前年度 繰越申請数 | 申請数 | 認定（特例認定）数 | | 不認定数 | 取下げ数 |
|------|----|--------------|-----|-----------|------|------|------|
| | | | | 認定 | 特例認定 | | |
| 認定 | 新規 | 0 | 2 | 1 | — | 0 | 0 |
| | 更新 | 0 | 2 | 1 | — | 0 | 1 |
| 特例認定 | | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |

◆認定NPO法人等の活動紹介

認定 特定非営利活動法人カラカネイトンボを守る会 あいあい自然ネットワーク

■法人の概要

本会は1997年6月、元道立拓北高校理科研究部の研究活動がきっかけとなり北区の地元有志が設立。札幌市に唯一残る篠路福移湿原に生息する希少な動植物をはじめとした、身近に残る貴重な自然を未来の子どもたちに引き継ぐため、活動を継続しています。



■令和4年度の主な活動

- 篠路福移湿原の保全・保護活動（湿原植物の育苗、移植活動、移植場所の整備活動）
- ビオトープなどの自然維持活動（ホテルの幼虫放流場所やトンネウス沼、茨戸川とんぼの学校の環境整備活動）
- 身近な水辺の普及啓発活動（田植え・稲刈り体験、昆虫採集教室や河川での生き物探し、カヌー体験、石狩市川の博物館での活動・生き物展示など）

■法人データ

- 【住所】札幌市北区あいの里3条7丁目15番10号
- 【電話】090-4879-4279
- 【Email】karakaneitonbo@yahoo.co.jp
- 【HP】<http://www7b.biglobe.ne.jp/~karakane/>

認定 特定非営利活動法人カルチャーナイト北海道

■法人の概要

年に一日だけ、札幌市内にある公共・文化施設、企業施設を一齐に夜間開放するカルチャーナイト。普段とは違う視点で身近な地域の歴史や文化、産業、それらを支える人々など、まちの魅力を再発見できる活動を行っています。地域文化の伝承と発展を目的として取り組んでいます。



■令和4年度の主な活動

20年目の開催となる「カルチャーナイト2022」は、7月22日（金）に実施。87の施設・団体が参加し、施設開放プログラムとオンラインプログラムのハイブリッド形式で初めて実施しました。実行委員会としては、「公募7団体のプログラムで知事公館を夜間開放」「小中学生向けカルチャーナイト見学ツアー」「札幌市制100周年【札幌】もしも100年前にタイムスリップしたらあなたは？」を実施。来場者は延べ7,572人、オンラインプログラムの総再生回数は16,542回。

■法人データ

- 【住所】札幌市中央区北4条西7丁目5番地 緑苑第2ビル707号室
- 【電話・FAX】011-797-8145
- 【Email】office@culture-night.com
- 【HP】<https://www.culture-night.com/>

認定 特定非営利活動法人サッポロQMS

■法人の概要

NPO法人「サッポロQMS」は平成16年2月に設立され、企業がしっかりした品質管理を実施しているか確認できる認証システムを策定し、品質サービスの向上を図ろうとする団体・個人を資格認証します。それによって、市民のニーズに的確に応じ得られるような優れた製品の提供や、企業運営の効率化・活性化を呼び起こし地域経済の発展に寄与することを目的としております。



■令和4年度の主な活動

令和5年3月、札幌市産業振興センターにおいて、恒例の技術研修会を開催しました。今回は札幌市の職員2名、人材育成の専門家1名を講師として招き、品質管理の評価と下水道の更新について、そして若手人材のマネジメントについて拝聴しました。市内中小の企業から約79名の参加がありました。令和4年度末時点の認証登録企業は63社です。随時、新規申請登録会社を募集しております。

■法人データ

【住所】札幌市白石区東札幌2条5丁目1-25 リサーチビル3階

【電話】011-813-2381 【FAX】011-813-2382

【Email】jmk@sqms.jp

【HP】<http://www.sqms.jp/>

認定 条例指定 特定非営利活動法人シーズネット

■法人の概要

高齢者自身の主体的かつ創造的な生き方を旨とするための活動として、2001年から「仲間づくり」「居場所づくり」「役割づくり」をキーワードに事業を行っています。令和4年度は、引き続きコロナ感染防止に努めながら社会貢献活動、サークル活動等の事業に再開の動きがみられるようになりました。



■令和4年度の主な活動

- 市民ボランティア事業（大通花壇、森林づくり）、中国帰国者支援、脳活塾（認知機能低下予防講座）、赤い羽根街頭募金活動などの事業を行いました。
- 「住まいの情報セミナー」など講習会等開催事業を受託し、実施しました。
- 地域交流サロン活動で延べ1,211名、サークル活動で延べ2,540名が参加しました。
- コロナ感染拡大防止のため、ZOOMを使ったWEBサロンを延べ41回開催しました。

■法人データ

【住所】札幌市北区北10条西4丁目1番地 SCビル2F

【電話】011-717-6001 【FAX】011-717-6002

【Email】seedsnet@abelia.ocn.ne.jp

【HP】<http://www.seedsnet.gr.jp/>

認定 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

■法人の概要

国は消費者被害を受けた消費者に代わり、消費者団体が事業者に対し訴えを提起できる消費者団体訴訟制度を導入しました。当法人は平成22年に適格消費者団体、さらに令和3年10月に被害回復（返金）請求ができる特定適格消費者団体に認定されました。事業者への返金の申入れは、現在まで10件行い、裁判によらない申入れですが、それに応じる事業者もでてきております。今後、さらなる消費者被害の未然防止・拡大防止及び消費者被害回復に向けて活動していきます。



■令和4年度の主な活動

- 消費者被害の通報の受付
- 事業者の不当約款・不当勧誘及び不当表示に対する申入れ
- 被害回復裁判手続きの動画作成
- 高校、大学、各種学校に対する講師派遣事業
- 消費者被害の実態調査
- 札幌市消費者行政専門的支援事業

■法人データ

- 【住所】札幌市中央区北4条西12丁目1-55 ほくろウビル3階
- 【電話】011-221-5884 【FAX】011-221-5887
- 【Email】hocnet1222@alto.ocn.ne.jp
- 【HP】<https://www.e-hocnet.info/>

認定 特定非営利活動法人葬送を考える市民の会

■法人の概要

生と死・葬送に関するさまざまな問題について関心を持つ市民が集まり、「納得のいく送り方・送られ方」を学習し、慣習や習俗にとらわれない故人と送る人の思いを大切にしたい旅立ちの実現をめざして1997年から活動しています。



■令和4年度の主な活動

- 終活に関する講座・相談
- 旅立ちノート手帖版の発行
- ひとりの方への安否確認や見守り、死後事務委任などの支援事業

■法人データ

- 【住所】札幌市中央区南2条西1丁目1-2 21きのしたビル9階
- 【電話・FAX】011-261-6698
- 【Email】sosominna@gmail.com
- 【HP】<http://soso-npo.com/>

認定 特定非営利活動法人チャイルドラインほっかいどう

■法人の概要

チャイルドラインは、全国共通の電話（フリーダイヤル）やチャットを使って子どもの声を受けとめています。「ヒミツは守るよ」「名前は言わなくていい」と約束しながら、ボランティアの「受け手」が子どもの気持ちに寄り添っています。



■令和4年度の主な活動

- 子どもたちからかかってきた電話は3,433件、チャットは701件
- 第19期受け手養成研修はオンライン会議により7月から開催
- 各学校を通してカード等を配布

■法人データ

- 【住所】札幌中央郵便局私書箱13号
- 【電話・FAX】011-272-3755
- 【Email】chairud@gray.plala.or.jp
- 【HP】<https://cl-hokkaido.or.jp/>

認定 特定非営利活動法人ふまねっと

■法人の概要

当法人は、住民主体の健康づくり活動と仲間づくり活動、そして孤立の予防を広めるため、全国で「ふまねっと運動」の指導者養成とボランティア活動支援を行っています。「ふまねっと運動」は、だれもが気軽に参加できる楽しい運動です。また高齢者や障がい者でも指導者になって、地域の健康づくり活動に貢献することができます。



■令和4年度の主な活動

- 【さぽーとほっと基金助成事業】コロナ禍による高齢者の機能低下を防ぐため、毎日オンライン健康教室を実施しました。1年間で243回実施し、延べ2661名が参加しました。
- 【WAM助成事業】孤立を予防するため、高齢者対象の健康教室と子ども対象の学習支援を提供するイチゴ教室を、札幌市と北広島市の2ヵ所で毎週開催し、延べ968名が参加しました。

■法人データ

- 【住所】札幌市白石区栄通19丁目2-7
- 【電話】011-807-4667 【FAX】011-351-5888
- 【Email】info@1to3.jp
- 【HP】<https://www.1to3.jp/>

認定 特定非営利活動法人北海道NPOファンド

■法人の概要

元北教組書記長・副委員長で、1997年に他界された越智喜代秋さんが、遺言で遺産の一部をNPO活動に寄贈する旨意思表示されたのを受け、1999年に「NPO越智基金」を設立、2002年12月にNPO法人格を取得しました。2011年に、「北海道NPOファンド」と改称、2016年に認定NPO法人格を取得し、「北のNPO基金」を設立しました。



■令和4年度の主な活動

北海道日本ハムファイターズ様のチャリティオークションにより、計3団体に助成しました。NPO法人ほっとステーションひだまり様の寄付により2つの特別枠を設け、コロナ対策活動に7団体、ウクライナ等国際避難者支援に1団体助成しました。また、休眠預金等活用法による資金分配団体として、北海道の地域課題に取り組む助成を実施しました。

■法人データ

- 【住所】札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号室
- 【電話】011-200-0973 【FAX】011-200-0974
- 【Email】npofund@npo-hokkaido.org
- 【HP】<https://npoproject.hokkaido.jp/>

認定 特定非営利活動法人北海道自由が丘学園・ともに人間教育をすすめる会

■法人の概要

本法人は“子ども達が主人公＝学び成長する主体者”の人間形成的教育を掲げ、市民との協同（市民立型）により実践と普及を進めています。「月寒スクール」は小中学生が在籍、一人ひとりの可能性を保障する体験総合型学習を柱に『もう一つの学校づくり』を展開中です。



■令和4年度の主な活動

- オープン型運営：基本教科+地球に生きる科・表現科・人間科等、大学生実習や農業実習を通年企画
 - ～農業/余市教育福祉村、大学/教育大釧路校・札幌校、文教大、北大、北海学園大など
- 週末型居場所：児童向け「お家」、父母向け「カフェ」を札幌市さぽーとほっと基金の助成等と併せて持続中
- 普及・協司活動：会報「教育のフロンティア」、月次相談会、会報・HP、「自由な小学校設立」運動推進
- イベント共同開催：集会「さっぽろ子育て教育フェスタ」、講座「私たちの《基本的人権》を問う」他
- 「エコハウス」推進：施設に自然エネルギー導入/バイオマス暖房・ソーラーパネル等～施設公開中
- まおい学びのさと小学校開校支援：令和5年4月の開校に向けた支援活動を実施、以降も連携交流を継続

■法人データ

- 【住所】札幌市豊平区月寒東1条15丁目5-11 自由が丘月寒センター
- 【電話】011-858-1711 【FAX】011-858-1333
- 【Email】codmokan@agate.plala.or.jp
- 【HP】<https://www.hokjioka.net/>

認定 認定特定非営利活動法人北海道バーバリアンズラグビーアンドスポーツクラブ

■法人の概要

北海道バーバリアンズラグビーアンドスポーツクラブは、地域に密着した総合型地域スポーツクラブとして、生涯スポーツの振興・交流を目的に各種スポーツのサークル活動、事業、イベントを開催しております。子供から年輩の方までが自分らしい人生を送れる環境構築を進めております。



■令和4年度の主な活動

○大会の開催

ピリカモシリセブンズラグビーシリーズ2022

○各種スポーツサークル活動

ラグビー：シニア、ジュニア、ディアナ(女子)、OVER35

アイスホッケー：シニア、ジュニア、バイエツ(高校生)、OVER50 等

■法人データ

【住所】札幌市中央区北10条西24丁目3番地 AKKビル1階

【電話】011-631-3125 【FAX】011-631-0808

【Email】info@hokkaido-barbarians.com

【HP】<https://www.hokkaido-barbarians.com/>

認定 特定非営利活動法人ポロクル

■法人の概要

シェアサイクル「ポロクル」事業を通し、地域の課題解決を目指したまちづくり、若者たちを運営の中心に据えた人づくり、札幌の新たな価値を創る魅力づくりに貢献すべく、様々な活動事業に取り組んでいます。



■令和4年度の主な活動

シェアサイクル事業においては、昨今のニーズの拡大に則したサービスを提供すべく、自転車を410台から480台に増車し、札幌駅前通り沿いにポートを増設するなど、サービス向上策を実施しました。これらにより年間総利用回数は45万回を超え昨年比1.27倍の利用がありました。また、令和3年度に続き、北海道と連携した「自転車ヘルメット着用促進モニター事業」や、海洋ごみ問題に取り組む団体と連携し、ユーザー参加のゴミ拾いイベント等を実施しました。

■法人データ

【住所】札幌市中央区北1条西1丁目6番地

【電話】011-896-5601 【FAX】011-896-5602

【Email】contact@porocle.jp

【HP】https://porocle.jp/npo_porocle/

認定 特定非営利活動法人ランナーズサポート北海道

■法人の概要

夏マラソンで国内最大級の北海道マラソン運営支援を中心に、スポーツボランティアの啓発・交流を目的としたスポーツボランティア情報誌「北のスポボラ」の発行、市民ランナー向けのランニングイベント開催など、北海道のランニング・スポーツ文化振興の活動を行っています。



■令和4年度の主な活動

- 北海道マラソンの運営支援（ランニング教室の開催など）
- 雪道を走る「北海道スノーマラソン」の主催
- スポーツボランティア情報誌「北のスポボラ」を年3回発行

■法人データ

【住所】札幌市中央区大通西3丁目6

【電話】011-210-5059（平日午前10時30分～午後4時）【FAX】011-210-5059

【Email】runsupport@aurora-net.or.jp

【HP】<https://runsupport-h.org/>

【facebookページ】<https://www.facebook.com/runners.support.hokkaido/>

認定 特定非営利活動法人Kacotam

■法人の概要

Kacotamは、「学びの機会格差問題」に取り組んでいます。すべての子どもが学びの機会に出会い、自己実現に向けて挑戦できる社会を目指し、子ども・若者を対象に札幌市近郊で学習支援・居場所づくりをしています。



■令和4年度の主な活動

- ひとり親家庭等の子どもへの学習支援（121名に提供）
- 児童養護施設等の子どもへの学習支援（18施設39名に提供）
- 中高生のオープンスペース「ゆるきち」（26名に提供）
- オンラインの学習支援（9名に提供）

■法人データ

【住所】札幌市中央区北5条西17丁目4-8 ノースファインN5 701号室

【電話】070-4799-8867

【Email】info@kacotam.com

【HP】<https://kacotam.com/>

認定 条例指定 特定非営利活動法人働く人びとのいのちと健康をまもる北海道センター

■法人の概要

当法人（略：いの健北海道センター）は、1973年に結成された「北海道労災・職業病対策連絡会」（略：北海道職対連）の歴史を引き継いでいます。目的は以下の3点です。

- ①働く人びととその家族が職場や地域で健康に働き、暮らすことを目指します。
- ②労災の被災者が、専門家と協力し健康と安全対策の強化を目指します。
- ③健康が守られるように法律や制度の改善を働きかけていきます。



■令和4年度の主な活動

- 労働災害に関する相談活動。特に過労死やうつ病の労災認定、公務災害認定支援、じん肺、アスベストの相談や申請支援。職場のパワハラ防止の取組。
- コロナ禍のため、オンラインでの講演を重点に取り組みました。

■法人データ

- 【住所】札幌市白石区菊水3条3丁目2番40号
- 【電話】011-825-4032 【FAX】011-825-4040
- 【Email】hchs@snow.px.to
- 【HP】<https://inoken-hokkaido.com/>

認定 特定非営利活動法人北海道シマフクロウの会

■法人の概要

当会は、北海道の生物多様性保全や絶滅危惧種シマフクロウの保護活動等の推進のため、それらに関する情報の収集・発信、広報、シマフクロウの保護に携わっておられる方々への支援等を主な目的として、平成25年9月に設立され、平成31年2月にNPO法人として認証されました。



■令和4年度の主な活動

- シマフクロウ保護等に携わる方々への支援：6個人・1団体・3地域動物園に対して総額190万円の保護活動支援金を贈呈
- シマフクロウ・生物多様性や当会活動に関する各種情報の発信：機関誌「北海道シマフクロウ通信」の発行（年間3回）
- シマフクロウ保護に関する啓発を兼ねたクラウドファンディングの実施：9月～10月
- シマフクロウ保護活動に関する講演等の実施：第40回東北・北海道小児科医会連合会総会にて、村田理事長が講演（演題「北の大地に翔べ シマフクロウ」）
- (株)コンサドーレとの連携：札幌ドームで行われた開幕試合で、札幌ドーム内に特設ブースを出展し、広報活動や募金活動等を実施

■法人データ

- 【住所】札幌市中央区大通西3丁目11番地 北洋ビル6階
- 【電話】011-231-8681 【FAX】011-231-8683
- 【Email】info@hokkaido-shimafukurou.org
- 【HP】<https://hokkaido-shimafukurou.org/>

認定 特定非営利活動法人ほっかいどう学推進フォーラム

■法人の概要

「北海道の魅力や地理、歴史、文化、産業等を「ほっかいどう学」として、子どもから大人まで幅広く学び、地域に関する理解と愛着を深める取組を促進することを目的として、令和元年8月に設立されました。北海道を愛し、北海道をよく知り、北海道のさらなる発展に貢献する多様な人材の養成に向けて、幅広く活動を推進しています。



■令和4年度の主な活動

- 北海道の魅力や知識等の向上に向けた「ほっかいどう学通信」（年3回）の発行
- 学校教員を中心にインフラを学ぶインフラツアー後志・上川の開催
- ほっかいどう学の普及に向けた教材開発
- 行政・学校・地域・企業との連携と交流を促進するためのシンポジウム、連続セミナーの開催

■法人データ

- 【住所】札幌市北区北11条西2丁目2番17号 セントラル札幌北ビル
- 【電話】011-738-3363 【FAX】011-738-1889
- 【Email】info@hokkaidogaku.org
- 【HP】<https://hokkaidogaku.org/>

認定 特定非営利活動法人太陽グループボランティアチーム

■法人の概要

当法人は社会福祉・スポーツ・文化芸術活動等の支援を通して青少年の健全育成、生涯学習及びまちづくりの推進を図り、社会全体に貢献していく事を目的として、平成12年3月にNPO法人格を取得しました。原点である、地域の方々とお互いに喜び合える“相思相愛”の気持ちを大切に活動事業を行っています。



■令和4年度の主な活動

- 児童養護施設の子どもたちを花火大会・スキー遠足へ招待
- 少年野球大会の補助
- 地域のお祭りへのボランティア活動 等

■法人データ

- 【住所】札幌市中央区南1条西4丁目4-1 太陽ビル7F
- 【電話】011-223-5480 【FAX】011-210-0916
- 【Email】info@taiyo-vt.com
- 【HP】<http://www.taiyo-vt.com/>

札幌市のNPO法人に関する窓口

【各種申請・届出】

【手続きに関する相談】

札幌市 市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階

TEL:011-211-2964 FAX:011-218-5156



【NPO法人からの提出書類の閲覧・縦覧】

【事業報告書の取次ぎ】

【手続き・活動に関する相談】

札幌市市民活動サポートセンター

札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階

TEL:011-728-5888 FAX:011-728-7280

お問い合わせ先

札幌市 市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階

TEL : 011-211-2964 FAX : 011-218-5156

E-mail : shimin-support@city.sapporo.jp

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/index-1.html>



さっぽろ市
01-D02-23-1557
R5-1-117